

榎一丁目市有地貸付申請時に必要な書類一覧（資材置場）

1 普通財産貸付申請書

- (1) 普通財産貸付申請書（武蔵村山市公有財産規則第28号様式）
- (2) 添付書類
 - ・案内図
 - ・平面図（配置図等）

2 申請書の使用目的欄に記載した公共工事の契約（東京都水道局発注の工事請負契約等）書類の写し

3 2の着工年月日及び完成予定年月日を確認することができる書類の写し

- ※ 工期が延長するなどして、完成予定日が変わっているときは、工期変更契約及び変更後の完成予定年月日を確認することができる書類の写しも提出する。
- ※ 公的な文書（契約書等）で日付が確認できない場合、コリンズ登録データ又は工程表等の内部的な資料等の写しも提出する。

4 法人又は団体の国税及び地方税の納税証明書（直近1年分のもの）

- ※ 申請時点において最新のものを既に提出済みの場合は省略可
- 例）国税： 納税証明書（その3の3 「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）

地方税： 都道府県税 納税（課税）証明書
市町村税 納税証明書

- ※ 自治体によって証明書の名称等が違います。
- ※ 法人又は団体として納めている全ての国税及び地方税についての納税証明書の提出が必要です。

5 事業提案書（武蔵村山市普通財産（榎一丁目市有地）の貸付けに関する要綱（以下「要綱」という。）第1号様式）

6 宣誓書（要綱第2号様式）

7 緊急連絡先届出書（初回のみ）